

愛川町教育委員会

平成20年5月19日

愛川町教育委員会 5 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成20年5月19日(月)
午後2時00分から午後3時37分
- 2 会議場所 愛川町文化会館3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
(1) 教育長報告事項
(2) 平成20年度愛川町就学指導について
日程第4 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正に
ついて
日程第5 その他
(1) 平成20年度愛川町青少年県外交流事業について
(2) 平成20年度愛川町子ども議会について
(3) その他
- 4 出席委員 教育委員長 岡本弘之
委員長職務代理者 三好容子
教育委員 足立原 威
教育長 熊坂直美
- 5 欠席委員 教育委員 八木一郎
- 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 岡本幸夫
教育総務課長 河内健二

生涯学習課長	長 嶋 忠 雄
スポーツ・文化振興課長	大八木 尚 一
教育開発センター指導主事	佐 藤 千代乃
教育総務課副主幹	佐 藤 貴

◎開会

- （岡本委員長） 皆さん、こんにちは。

ただいまから定例教育委員会を開催したいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会は委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができないとされております。本日ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、5月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知おき願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （岡本委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （岡本委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） 特にありませんか。ほかに質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- （岡本委員長） それでは次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第3、教育長報告事項についての（1）教育長報告事項、（2）平成20年度愛川町就学指導について、以上2項目については一括で説明をお願いいたします。

教育長、お願いします。

——教育長より詳細について説明——

- （岡本委員長） では続いて、説明をお願いいたします。（2）のところです。

- （佐藤教育開発センター指導主事） 資料2に基づきましてご説明、ご報告をさせていただきます。

愛川町就学指導についてでございます。

資料2の4ページ、5ページに、愛川町障害児就学指導委員会の要綱がございます。この要綱に基づきまして、4月に就学指導委員会の委員を12名委嘱をさせていただきました。そして、5月15日木曜日に第1回の愛川町就学指導委員会を開催いたしました。

ご協議いただきました内容は、要綱の説明、それから19年度の町就学指導の報告、それから今年度20年度の就学指導の年間計画等についてでございます。

まず、要綱に基づきます就学相談員の委嘱をした後、各学校に校内の就学指導委員会の開

催の依頼、また教育委員会といたしましては、就学相談をしながら、具体的には10月21日に第2回の就学指導委員会で障害のあるお子さん等の適正就学ということで、一人一人のお子さんの審議をしていただきます。また、11月18日に第3回の就学指導委員会を開催し、こちらは21年度に1年生に上がられるお子さんの適正就学ということで、審議をいただく予定でございます。1年間の就学指導を通しまして、2月あるいは3月上旬に、またこちらの会議の方にご報告をさせていただきたいというふうに考えます。

3ページでございますけれども、委嘱をいたしました就学指導委員会の委員は12名、名簿のとおりでございます。

それから、6ページでございますけれども、就学指導を進めるに当たって就学相談員をお願いする必要があります。この愛川町就学相談委員会規約にのっとりまして相談員をお願いし、就学相談、そして就学指導委員会の審議というふうに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○（岡本委員長） 説明は以上のようなようです。

これより質疑に入りたいと思います。

日程第3、教育長報告事項について、何かご質疑、お聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

三好委員。

○（三好委員） 三好です。

教育長報告事項の中で、かわせみ広場・放課後児童クラブ巡回ということでご報告がありましたけれども、放課後児童クラブの件で、以前に出されたと思うんですけども、運営委員会を設定するという内容があったと思いますが、その運営委員会につきまして、何か動きがありましたら教えていただきたいというのが1つと、それから、今ご説明になりました就学指導委員会の中で、町小中学校特別支援教育連絡協議会という名称があつて、正副会長さんが高木校長先生、石射校長先生というふうになっているんですが、愛川町就学指導委員会、そして愛川町就学相談委員会というものもあつたり、12月の[]では県北地区就学児童連絡協議会と、いろいろな名称が出てくるので、その辺がちょっとよくわかりませんので、教えていただきたいなと思います。その2点です。

○（岡本委員長） では、担当の方からよろしく申し上げます。

○（長嶋生涯学習課長） 放課後児童クラブの関係なので、私、生涯学習課の方からご説明さ

させていただきます。

放課後児童クラブの運営委員会につきましては、4月になりまして、運営委員会を立ち上げる規約といいますか、それをつくりまして、今現在は委員さんのついていただく方をお願いしているんですけども、まず青少年指導員の方は選出が終わっております。それと、民生児童委員さんの方も選出が終わっています。あと残っておりますのが、そこに参加されている方の保護者の方からの代表ということで、今、各児童クラブの方いわゆる自分で立候補される方ということで、チラシを回して、できたらなっていただきたいということでお願いしているんですけども、1人については「参加していいですよ」という返事をいただいているんですけども、あとの5つの地区についてはまだそういう返事が上がってきていないので、いずれにいたしましても、6月には第1回の運営委員会、それぞれ開催したいということで、今、委員のお願いをしている最中ということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

- （岡本委員長） 三好委員、よろしいですか。
 - （三好委員） 運営委員会につきましては、民生児童委員さんが入るのはどうかなというような意見を前に述べたことがあります。保護者の方がまだ1人しか決定していないということですけども、運営委員会というものはどのような活動をされて、どういう意味合いで民生児童委員さんたちも入らなければいけないのかなと、そういうところがちょっとまだ私の方でわからないので、またご説明などがあつたらいいかなと思っております。
 - （岡本委員長） この放課後児童クラブというのは、まだ4校なんですね、やっているのは。
 - （熊坂教育長） いや、6校。
 - （岡本委員長） 6校全部やっているんですか。そうですか。
- では、今の件は。
- （長嶋生涯学習課長） 今手元に資料を持っておりませんので、後ほど説明させていただきたいと思っております。すぐ持ってきていただき、資料を見ていただきながら説明させていただいた方がわかりやすいと思っておりますので、資料が来るまでお待ちいただきたいと存じます。申しわけございません。
 - （岡本委員長） 今の説明はどうですか。
 - （三好委員） また後ほど教えていただければと思います。
 - （岡本委員長） まだ組織も何もできていないんでしょう。
 - （熊坂教育長） 今、組織を立ち上げつつありますので。

- （岡本委員長） 立ち上げの段階なんでしょう。
- （熊坂教育長） 委員が決まりましたら、各児童クラブごとに会議を開きまして、円滑な運営をするためにはどうしていったらいいかというような課題についてお話し合いをしていただくと。民生児童委員さんあるいは青少年指導委員さんを入れたということは、地域の方のご協力を得ながらやはりこれも運営する必要があるだろうと、そういうようなことを踏まえて、あるいは他の市町村で既に実施をしておりますので、そういうものを参考にしながら委員等の枠組みはつくったところでありまして。詳しくは要綱等、後ほどお手元にお届けしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- （岡本委員長） ちょっといいですか。これから立ち上げということですがけれども、民生児童委員とか、今そういう関係の方はもちろん入られるでしょうけれども、何名かは。こういう運営委員会というのは、全くそういうのじゃなくて、いわゆるフリーの立場で言えるような方を入れておかないと、どうしても関係している人の流れになってしまって、盲点に気がつかないような場面が出てくるんじゃないかと思えますね。ですから、そういった方も今後立ち上げの中で検討していただけたらなと思えますけれどもね。どうしても、何でも今の組織ってそういうのをやっている人をただ入れていけばいいという形になっちゃっているような感じがするので、その辺よく検討していただけたらとは思いますがね。

あと2つ目の、はい、申し上げます。

- （佐藤教育開発センター指導主事） 言葉の説明をさせていただきます。

まず、3ページの8番、9番、町小中学校特別支援教育連絡協議会会長、副会長ということですがけれども、これにつきましては、以前は、町小中学校障害児教育連絡協議会というふうに言っておりました。障害がある子供たちの教育について、特別支援学級が設置されている学校の先生方の連携を図っていく、そして特別支援教育を推進していくということで、この協議会が設置されております。

愛川町につきましては、小学校6校、中学校3校すべてに特別支援学級が設置されておりますので、9校が全て協議会に入っております。この協議会につきましては、町と連携しながら研修を行っていくこともございますし、協議会が独自に研修あるいはいろいろな事業を行っているということもございます。そのような会でございます。それが1つです。

それから2つ目ですが、就学指導委員会ということにつきましては、今申し上げましたとおり、3ページの12名の委員さんで、一人一人の障害のあるお子さんの就学先等について審議をしていただきます。そこで審議をいただくに当たって、お子さんの実態とか、保護者の

就学に向けての希望、あるいはそこにかかわる先生方のお声等を伺うというのが就学相談になります。ですから、そこで保護者やお子さんにお目にかかって、いろいろお話を聞き、そして就学指導委員会の資料を作成して提出するのが就学相談委員会の相談員というふうになります。

それから、3つ目でございますけれども、2ページでございます12月4日と12月5日の県北地区あるいは県央地区就学指導連絡協議会というのは、愛川町のお子さんの中でも県立の特別支援学校で教育を受けるお子さん、あるいは受けた方が好ましいというお子さんにつきましては、県の就学指導委員会に諮る必要がございます。したがって、そういうお子さんについては、この4日と5日に行われます就学指導連絡協議会の方に資料を提出させていただいて、そちらで審議をいただくという県の会議になります。

以上でございます。

○（岡本委員長） ありがとうございます。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○（三好委員） よろしいですか、三好です。

愛川町就学相談委員会の会合を開くというのがありまして、その中で、相談員の方が就学指導委員会、委員長さんに報告資料の作成という項目がありますけれども、そうすると、町小中学校の支援教育の連絡協議会の正副会長さんも相談員になっているので、就学指導委員さんにもなっている関係上、何かその辺が私の中で混乱を起こしているかなと思いますね。同一人物ということですね。就学指導委員会の委員長さんというのは別の方になるわけですよ。

○（岡本委員長） はい、どうぞ。

○（佐藤教育開発センター指導主事） 愛川町の方の就学指導委員会におきましては、就学指導委員会の委員長、それから副委員長さんにつきましては、委員の中で委員会の中の互選によるというふうに規約がございます。ですから、そこで皆様にお諮りして委員長をあるいは副委員長をお願いしております。ただ、もう一つの定義といたしましては、その中におきましては、町の特別支援教育連絡協議会の会長さんが最終的には委員長さんになっていらっしゃるというふうな経緯もございます。

資料だけで一人一人の適正な就学先をお諮りしていくというのは、確かに相談員さんが行われた資料をもとに審議をしていくわけですがけれども、やはり「より適切な」というところ

を考えたときには、資料をもとに話し合うだけではなくて、やはりお子さんあるいは保護者の意向のようなところにも就学指導委員さんにかかわっていただいていることが、より深く話し合いができるというふうなこともございまして、就学指導委員会の委員の12名が全員就学相談員さんになっているわけではないのですけれども、何人かにつきましては、就学指導委員会の委員であり、また相談員さんであるというふうなことをお願いしております。一人一人に、十分審議をしていきたいというふうな願いからであります。

以上です。

○（岡本委員長） はい、どうぞ。

○（三好委員） 三好です。ありがとうございました。

私の心配は、兼ねるということで、客観性というところでどうかなという思いがありましたのでお聞きしましたけれども、今のご説明で、より適切な、個々に合うような内容にしていきたいということでしたので、そういう意味で了解をいたしました。ありがとうございます。

○（岡本委員長） これから就学しようとするお子さんについては、情報をなかなか集めるのは難しいんですね。一度小学校に入ってしまうとよくわかりますけれども、その前だとなかなか、無理に聞くわけにもいかないし、その辺は微妙でしょうね。委員さん、なかなかご苦労があるんじゃないですかね。

よろしいですか、三好委員。

○（三好委員） はい。

○（岡本委員長） ほかに何か。

足立原委員、どうぞ。

○（足立原委員） 教育長報告の中で、婦人団体連絡協議会総会にご出席されているんですけども、幾つ、どんな団体があるのでしょうか。

○（熊坂教育長） 支部は愛川地区では、田代と半原、それから高峰と中津、現在は4つでございます。以前は春日台がもう一つありましたが、春日台のは今ちょっと休会状態になっておりますので、団体としては、4つのものが一緒になって愛川町の婦人団体を構成してもらっております。

○（足立原委員） 生涯学習課の担当になるということですかね。

○（長嶋生涯学習課長） はい。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと私の方でよろしいですか。かわせみ広場のことなんですが、室内で何か運動、ボールを使ったり、いろいろなことがかなり行われちゃっているらしいんですよ。それで、実際児童館が傷ついてしまったり、そういったことが起こっていると。だから、この辺の室内での運動とか、そういうのは本来のあれでどうなっているのか。ただ指導員の方に任せられて、その方の判断でやられているのか。室内で運動というのは余りね、体育館じゃないんですから。その辺の指導員の方への指導とか、そういったマニュアルとか、そういうのは出ているんでしょうかね。

- （長嶋生涯学習課長） 今、児童館の中で体を動かす運動と申しますか、それでボールといっても、スポンジの本当にやわらかいものということで、例えばあとバドミントンですか、そういうものを使っていますので、直接児童館の施設が壊れるとか、そういう状態にはならないんじゃないかなということで運営しています。

のテーマの関係については21全部でやっておりますので、21の施設を4つのブロックに分けて、4つのブロックにそれぞれ主任さんを置いて、その主任さんがそれぞれの指導員さんを指導するというので、その主任さんの管理については毎月1回ぐらい、必要に応じて生涯学習課の方から連絡調整をさせていただいているということで、それぞれ指導員さんの判断というよりも、私どもの方の判断でやられているということでご理解いただきたいと思います。

- （熊坂教育長） ちょっと補足なんですが、ボールなんですが、やはり室内で空気の入ったしっかりしたものを使うと施設が傷みますので、室内用にいろいろな体を動かして遊べる遊具というものを工夫をさせていただいております。
- （岡本委員長） 雨天用に。
- （熊坂教育長） 雨天用ではありません。雨天じゃなくもやっております。ですから、中には卓球をやるところもありますし、先ほど話がありましたバドミントンですね。そのほかに、スポンジまでもいかない、布でつくったふわふわのボール等をつくって、それを使って遊ぶということで。ただ、子供たちが遊んでいるときに破損等が生じた場合は、生涯学習課の方で修理をしたり、対応をしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。
- （岡本委員長） はい、わかりました。
そのほか委員の方、よろしいですか。
足立原委員。

○（足立原委員） 教育長の報告事項の中に、野外活動指導者研修会がありまして、これは積極的に委員の方が指導者になっていらっしゃるというような、これは町づくりの行事だと思うんですが、県にこういう組織があったんですね。今もあるんでしょうか。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 実は同じ、当日、教職員を対象にして、野外活動研究会というのが県の方はございます。通常、野研、野研と呼んでいるのですが、そちらは県の方から委託を受けて教職員を対象に研修をされておりました。町の場合の参加者ですが、主には、青少年指導員が当然入るわけですが、そのほかに健全育成会の方、それから子供会の指導者の方、それから時によっては小中学校の先生方と、こういう方が参加をされております。

○（岡本委員長） よろしいですか。

○（足立原委員） わかりました。

○（岡本委員長） 愛川高校が事務局になっているんですか、事務局は。違う……。昔は愛川高校が事務局になっていた。

○（熊坂教育長） それは県の方のですね。これはうちの方ですので、生涯学習課が事務局で、青少年指導員連絡協議会が中心になってやっています。

○（岡本委員長） わかりました。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告事項についての（1）教育長報告事項、（2）平成20年度愛川町就学指導について、以上2項目については教育長報告のとおりご承認願います。

◎日程第4

○（岡本委員長） 次に、日程第4、議案第2号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） 議案第2号でございますが、県の方の条例等の改正によりまして、それに

伴いまして、愛川町の小中学校の管理運営規則の一部を改正いたしたいものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○（岡本委員長） 河内課長、お願いします。

○（河内教育総務課長） それでは、議案の説明に関する資料については、規則ということでお手元の方に配付をさせていただきました。それをお出しいただきたいと思います。

それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元にございますように、愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則ということでございまして、今回の改正につきましては、理由は先ほど教育長が申し上げたとおりでございます。

具体的な改正の内容でございますが、まず、学校教育法の改正等に伴いまして、「主幹教諭を置くことができる」とされたことから、現行の神奈川県にあっては「総括教諭」、私どもも「総括教諭」という名称を使い、この規則の中でうたっておりますので、その関係整理を行う必要が生じたため一部改正をいたすものでございます。

具体的な改正内容で、当条文についてであります。まず第14条の5の第1項の改正につきましては、総括教諭と主幹教諭の関係等を明記するため、総括教諭は主幹教諭をもって充てる旨を規定するものでございます。

次に、第14条の5の第2項の改正につきましては、そこにお示しのように、総括教諭は教諭、養護教諭、または栄養教諭のうちから、神奈川県教育委員会が任命する旨を規定するものであります。

続きまして、第14条の5の第3項の改正の内容でございますが、ここでは総括教諭は児童・生徒の教育等をつかさどる旨を規定するものでございます。したがって、その以下3項目、「下記のとおり」云々については、次に掲げる職務を行うということは、従来の総括教諭に与えている職務ということで、それはそのまま残すということでございまして、総括教諭については、児童生徒の教育養護又は栄養の指導及び管理をつかさどるという旨が県並びに国の改正に基づくものでありまして、その条文を改めるとともに加えるものでございます。

続いて、この改正によりまして、総括教諭が教務主任及び学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事の職務を行っていましたが、教務主任等の職務に限定せずに新たに職務を明記した改正をしたため、現行の第14条の6の教務主任等に総括教諭をもって充てる規定を削除する必要が生じたので、現行の第14条の6は削除させていただき、次の条文であ

ります司書教諭の第14条の7を繰り上げすることとし、その条文を第14条の6に繰り上げる改正をいたすものであります。

したがいまして、今回の規則の改正に伴いましては、総括教諭の役割や位置づけは従来と変わるものではないということでありまして。

そして、神奈川県にありましては、県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正することを予定しておりまして、定例の教育委員会を5月28日に予定がされておりまして、ここで規則の一部改正を付議するというで聞いてございます。したがいまして、私どもの方が5月の定例教育委員会については今日ということ、約10日ほど早い日になりますので、この今日の定例教育委員会にお諮りをしまして、議案についてお認めをいただきたいということでございます。

しかし、神奈川県が5月28日ということでございますので、施行につきましては、附則にありますように、5月28日をもって、神奈川県と同様の日に施行させていただくということでございます。

それから、適用日につきましては、本年の4月1日に遡及適用させていただくということ、今調整中ございまして、お手元に配布の原案には、附則の方にその条文が入ってございせんが、4月1日遡及適用という方法をとらせていただき、後ほど条文の中に加え、差しかえ等になるかと思っておりますので、県との調整を最終的に確認をし、差しかえすることになります。28日の確認をもって、差しかえさせていただくことになるかと思っておりますので、その点をお含みいただき、お認めをいただければということをお願いいたします。以上が今回の規則の一部改正の説明でございます。

以上でございます。

○（岡本委員長） 説明がございました。

これから質疑に入ります。

何かご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

私の方からちょっとよろしいですか、質問。第14条の6 司書教諭というのが新しく、新にできましたよね、この対応を見ると。司書教諭に関する。右側にある第14条の6の従来の主任、これは「総括教諭をもって充てる」というのですが、これはなくなっちゃうんですか。

○（河内教育総務課長） その条文は、先ほど申し上げましたように、削除させていただきます。したがって司書教諭の制度については、現行の中で14条の7に位置づけされておりますので、14条の6の条文が削除されることによりまして、7の規定を繰り上げさせていただく

ということになり、現行の14条の7を、6に繰り上げさせていただきます。司書教諭の項目の条文内容については変更がなく、条文の繰り上げだけのみでございます。そういうことでご理解願います。

○（岡本委員長）　ということは、現場においては、実際は、例えば進路指導主任というのがまとめ役ですね。それに総括教諭を充てるということになりますけれども、名称は何になるんですか。

○（河内教育総務課長）　名称につきましては、本県また愛川町につきましては、総括教諭ということになります。

○（岡本委員長）　全部。分担が生徒指導とかみんな……、ただ総括教諭。

○（河内教育総務課長）　そうですね、職階制で申し上げますと、学校では、校長、教頭がありまして、従前でありまして教諭でありましたけれども、それが平成18年に総括教諭制度を導入したことによりまして、その教頭の次に総括教諭を加えたということですね。現在も各学校に3人ないし5人まで配置がされておりますので、そして、私どもが県の指導と県の取り扱い上から、18年から総括教諭で運用してまいりましたので、その名称を主幹教諭に改めるということではなく、総括教諭の名称を、又職務をそのままにした方法を県の方で国との折衝の中で行いまして、総括教諭に主幹教諭を充てるという条文の改正で、国が言われている主幹教諭の新たな設置に対応することができるだろうということでの対応することになりました。したがって、例えば一つの例を申し上げさせていただきますと、先ほど休憩の中でお話しさせていただきましたけれども、東京都については主幹という名称で、大阪府については首席といった名称で運用がされています。このことは、いろいろ名称がありますが、先の三位一体等の改革の中で総括教諭あるいはそういう制度を設け、教職員を増員するがための方法の一つとして、また教職員の職務が多くなってきていることへの体制整備に向けた対策として、そういった制度を県の方では行ったところでありまして、従いまして、県等から先行してそういった制度を運用されたという経過があるとのことでございます。

○（岡本委員長）　私が聞きたいのは、制度としてはいいんですよ。そういう職員の総括教諭とかね、給料にも関係するわけでしょう。だから制度としてはいいんですけども、実際学校現場で子供たちを相手にするときに、総括教諭なんて言ったってわからないんですよ。そうでしょう。具体的に第14条の6の中に主事とか、進路指導とありますね。これはもうないんですね、法律上に。

○（河内教育総務課長）　14条の6はないですね。

- （岡本委員長） 消えちゃうんですか、進路指導主事とか。
- （河内教育総務課長） はい。
- （岡本委員長） そうすると、現場での対応は、勝手にそういった部署をつくって、ただ総括教諭を充てるなんていうのは子供は関係ないわけですから。子供にとって大切なのは、生徒指導のことをまとめてやってくれる先生だとか、それが大事なんですから、給与的な改定というのはわかるんです、これ。別にいいんですよ。
- （河内教育総務課長） この条文を削除した場合でも、教務主任とか、学年主任といった制度は別条文において定めがされていますので、主任等の役割、職務は残ることになります。
- （岡本委員長） 残っていると言ってもね。
- （河内教育総務課長） 総括教諭をもって充てるということになっている条文になっているので、この条文の16条の6が削除されるだけのものでありまして、この中にうたわれている教務主任とか、そういった学年主任だとか、生徒指導上の職務名称については当然そのまま残ります。
- （岡本委員長） 今後は総括教諭じゃなくても、そういう分掌の責任者をやってもいいということですよ、当然これは。
- （岡本委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 今までの教務主任あるいは学年主任という仕事の内容は、新の方の3の（2）にグループの総括に関するのと、この中に仕事としては入ってきてしまうと。ですから、教務主任を学校で位置づける場合は、学校の公務分掌での位置づけとして教務主任を置くという形をとっていただくと。したがいまして、総括教諭が必ずしもなっていないと。現実に、今までも全部整理されておられませんから、総括教諭でない人も教務をやっていたり、生担をやっていたり、進路指導主任をやっております。ですから、公務分掌としては主任という名称を使いながら、仕事をしていただく人がいるわけですが、総括協議とはちょっと切り離して考えなければいけないことになっていると思います。
 ですから、ちなみに、愛川町で教務主任さんで、総括教諭にない方がお一人ございます。学校のいろいろな実情の中でそういうことになっておりますし、生担は若い人がやっている学校もありますので、そういう方も総括教諭にはなっていない学校が、かなりの例がございます。
- （岡本委員長） それで、この第14条の6をわざわざ消すことになったということは、流れとして、やはり総括主任が分掌のその中心というか、そういうふうな流れができたために、

現場から何かあったんですね。

要するに総括がみんな分掌のチーフになっていく傾向になっていたでしょう、ここずつとね。

- （熊坂教育長） そうですね。
- （岡本委員長） だから、それに対する抵抗あったわけですね。
- （熊坂教育長） 抵抗は何もない。
- （岡本委員長） ああ、そうですか。じゃ当初のねらいは、総括教諭をもって、主任等をやるというねらいでこの法律ができたんですね。
- （熊坂教育長） 主任ということと考え方が変わってきていますね。
- （岡本委員長） 総括の。
- （熊坂教育長） はい。ですから、仕事を……
- （岡本委員長） 総括というのはどういうことなんですか、わからないんですけども。
- （熊坂教育長） 仕事を大きくとらえて、生徒の保健関係をやる仕事、それから教育課程を組む仕事、そういうような分け方が違ってきているので、それを中心に担う人を総括が中心になってやっていこうと、そういうことが往々として出てきたんですね。ただ、大きな学校になると、その分類だけでは、個々の仕事の進路指導をやるときに、そこまで持ち切れないと。ですから、進路を担当する広い範囲の中で、特にあなたは高校なら高校のための進路指導を中心にやってくださいというのを中で決めるという形に変わってきているんですね。
- （岡本委員長） 路線にか。
- （熊坂教育長） 路線というよりも、校長さんがこれは、義務教育の場合は全部、この辺の場合は指名していますので、校長さんの校務分掌をつくっている中で、そういう形をとっていったと。
- （岡本委員長） なるほどね。それじゃ学校ごとに表面は考えて、総括とは、特に主任とは考えなくていいと。
- （熊坂教育長） そういう形になりますね。
- （岡本委員長） そういうぐあいなんですか。
- （熊坂教育長） ですから、例えば小学校で学年主任といいますと、6人必要ですね。ところが、総括は小学校に4人しかいないんです。ですから、もう制度的に全部を充てるということではできませんので、そういう違いが出てまいります。
- （岡本委員長） はい、どうぞ、足立原委員。

- （足立原委員） そうすると、前の教育委員会の際に総括教諭という話が出ましたね、改正があって。それで、人事異動の中で、実際に今年度あったんですが、学校によっては今4人ぐらいしかいないと。学校によっては6人ぐらいいると。そういうところはないんですか。それとも他の学校から人事異動しますが、その辺を考えながら人事異動をしているのでしょうか。
- （岡本委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） 実は、総括教諭の完全配置が、この4月が最終的なものでしたので、新たに今年度総括教諭になった人もかなりの数がございます。異動の関係が、やはり総括教諭もほかの教諭と同じように10年で動いていきますので、大変これから人事異動が難しくなっていくと、これは現実問題として出てまいります。ですから、今の段階では一応その学校に配置する定数でしょうか、これを超えて配置ということは現実にはないんですが、将来的には、場合によってはそれをせざるを得ないこともあるでしょうし、動けないとなったら、ある程度期間が来て希望があっても留め置きという措置をとらざるを得ないと。ですから、この制度が始まる時に、いろいろな教育委員会で危惧しておりました人事の硬直化ということは、ある面では出てくる可能性というのはあると思います。
- （岡本委員長） 総括教諭はついて回るんですね。
- （熊坂教育長） ついて回ります。
- （岡本委員長） 何か大変ですね。
どうぞ、足立原委員。
- （足立原委員） 総括教諭となれば給料とかも違うので、それが降格されるようなことは絶対ないでしょう。
- （熊坂教育長） 降格制度がありますので、希望したり、いろいろな場合は降格ということがこれからはございます。
- （岡本委員長） よろしいですか。
- （足立原委員） そうしますと、例えばA校からB校に行ったときに、A校にいた先生がB校に行ったときに、総括教諭でなくなるということはあるんですか。
- （岡本委員長） 教育長。
- （熊坂教育長） よほどの状況がない限り、それはないというふうに思います。
- （岡本委員長） 社会的な不祥事とか何か、あるいはご自分の健康とか、そういうことぐらいしかないんじゃないですか。

○（熊坂教育長） もう1点つけ加えさせていただきますと、今後教頭への昇格ですね、これも総括でないとできないという規定も出てくるやに聞いておりますので、ますます制度としては複雑になって、難しくなっております。

○（岡本委員長） だから、高校はもう既にやっているんですよ、神奈川県で。高校はもう総括じゃないと教頭になれないんです。もう現に、何年か、かなり前からね。

○（熊坂教育長） 義務教育も来年度はからそうなります。

○（岡本委員長） なるほどね。

ほかに何かありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○（岡本委員長） 次に、日程第5のその他の（1）平成20年度愛川町青少年県外交流事業について、（2）平成20年度愛川町子ども議会について、以上2項目について、一括で説明をお願いいたします。

○（長嶋生涯学習課長） 先ほどの放課後児童クラブの関係、資料が届きましたので、先に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○（岡本委員長） はい、ではお願いします。

○（長嶋生涯学習課長） 先ほど質問のありました放課後児童クラブの関係について、説明させていただきます。

まず、資料を1枚おめくりいただきまして、資料2というものがあります。愛川町放課後児童クラブ管理運営規則ということで、この規則につきましては、3ページのところに書いておりますように、平成18年10月1日から施行されておる管理運営規則であります。その資料に基づきまして、今度は資料1に戻っていただきまして、趣旨のところ、「愛川町放課後児童クラブの円滑な運営を図るため、愛川町放課後児童クラブ管理運営規則第6条第3項の規定により、それぞれの児童クラブに設置する愛川町放課後児童クラブ運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める」ということが趣旨であります。

資料2の2ページのところにあります運営委員会ということで、第6条を読みますと、第6条で「児童クラブの円滑な運営を図るため、それぞれの児童クラブに児童クラブ運営委員会を置く」。2項で、「前項の運営委員会は、民生委員児童委員又は主任児童委員の代表、青少年指導員の代表、保護者の代表、児童クラブの指導員その他児童クラブの運営に必要な者で構成する」。第3項で、「前2項に掲げるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める」ということになっておりますので、第6条に基づいてこの運営委員会の設置要綱を本年4月1日で定めたということであります。名称について、第2条のところにありますように、それぞれの児童クラブに運営委員会という名称を付させていただきます。

第3条の所掌事項でありますけれども、「運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する」ということで、（1）で児童クラブの運営内容に関する事、（2）で児童クラブ入所児童の生活指導に関する事、（3）でその他児童クラブの円滑な運営に関し必要な事項ということであります。

第4条の組織については、先ほどの規則の第6条と同じく、「各児童クラブの運営委員会の委員は、規則第6条第2項に規定するものとし、各小学校区内又は児童クラブ内のそれぞれの組織の中から推薦等により選出された者をもって構成する」ということで、2項で「委員の定員は、次のとおりとし、教育長が委嘱する」ということで、（1）民生委員児童委員又は主任児童委員代表ということで1人、青少年指導員代表ということで1人、保護者の代表ということで、1年生から3年生ということでありますので、各学年で1人出していただければいいんじゃないかということあります。（4）として児童クラブの指導員2人以内、（5）としてその他児童クラブの運営に必要な者ということで、必要な人数ということで挙

げられております。

その次のページ、第5条につきましては任期ということで、「委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、第4条の規定により補欠委員を選出することができる」ということで、特に保護者の代表の場合、3年生から4年生になった場合は当然児童クラブに入っていることができないということもありますので、任期としては2年ですけれども、児童が児童クラブに参加されない場合は、自動的に退任するということにもなりますので、補欠の関係を言っております。「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」ということです。

第6条では、委員長及び副委員長ということで、「各運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する」ということであります。「委員長は、会務を総理し、会議の議長となる」、「副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する」ということであります。

7については、会議の関係であります。

8につきましては、関係者の出席ということで、「運営委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる」ということであります。

9条は庶務の関係、10条については委任の関係を定めているものであります。

児童クラブの関係について、先ほど資料がなかったもので、大変失礼しましたけれども、そういうふうなことで、委員選任の手續、各児童クラブ運営委員会を立ち上げるべき委員会の委員の互選をしているということであります。

以上であります。

- （長嶋生涯学習課長） つづいて本題の方を説明させてもらってよろしいですか。
- （岡本委員長） ここで一端、説明が終わりましたので、本来の（1）、（2）、このうちの1の愛川町青少年県外交流事業についてお願いします。
- （長嶋生涯学習課長） それでは、平成20年度青少年県外交流事業ですが、大変恐縮でありますけれども、資料にミスプリントがありましたので、資料のご訂正をお願いしたいと思います。

まず、7の参加者の（3）の指導者「3人」ということで記載されていますけれども、「3人」を「5人」に、それで「各町立中学校」となっておりますところに「1人」というのを加えていただきたいと思います。

○（岡本委員長） 各中学校が1人ずつということですね。

○（長嶋生涯学習課長） はい。

続きまして、次のページの9のところで、応募・選考・決定のところですが、（1）応募期間とあります。「平成20年6月1日（火）」ということに記載されていますけれども、「6月2日（月）」ということで、1日は日曜日で休みなので、6月2日ということでご訂正いただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料3に基づきまして説明させていただきます。

青少年県外交流事業は平成6年度から実施しておりまして、今回で15回目となります。

まず、1の目的であります。青少年を県外に派遣して、派遣先の青少年との交流や体験学習を通して、相互理解や相互協力意識を養い、「共に生きる地域社会づくり」の核となる指導者を養成し、併せて青少年健全育成に努めるものであります。

次に、4の実施地域は、平成20年8月2日の土曜日から4日の月曜日までの2泊3日です。

5の交流先につきましては、例年のとおり友好都市、長野県立科町であります。

なお、立科町とは昭和62年に友好都市を締結いたしておりまして、21年が経過しているということでもあります。

次に、6の日程でありますけれども、基本的には昨年度同様でありまして、1枚おめくりいただきますと日程表がありまして、第1日目は、お昼ごろ立科町に到着し、体育館においてアイスブレーキング、えんでこ祭りの踊りの練習を行った後、えんでこ祭りに参加して踊り、みこしをかつぐこととなります。2日目は、蓼科山の中腹にあります御泉水自然園を中心にオリエンテーリング、夜のキャンプファイヤーに向けての班別練習等を行い、夜のキャンプファイヤーでは、歌やゲーム、スタンプを行い、交流を図ります。なお、宿泊先は2日間とも白樺高原ユースホステルであります。3日には、女神湖畔の清掃活動や自由時間を設けて立科町の方との交流を深めていただき、退所式、お別れをして、愛川町に戻ってくるようになります。

資料3に戻っていただきまして、7の参加者でありますけれども、熊坂教育長を団長に、団員は町内3中学校1年生30名、指導者は中学校の先生3人、青少年指導員2人の合計5人、さらに保健師、ジュニアリーダー2人と、随行として生涯学習課職員が5人、さらに2台のマイクロバス運転手2人の総勢46人を予定しております。

8の交流事業の応募資格であります。町内の中学校に在籍する中学1年生で、健康で、

団体生活ができる方としております。

9の応募・選考・決定は、応募期間は6月2日月曜日から13日金曜日までで、団員の決定は実行委員会において選考し、決定することとしています。

10の参加者の負担金は4,500円とし、昨年に比べ500円値下げいたしました。

また、事前研修に参加する経費のほか、参加日の集合及び解散後の帰宅に要する経費、保険適用外の疾病または障害の治療及び小遣い、その他個人の用に必要な経費は、参加者の負担とします。

また、交流事業を実施するに当たりましては、11の事前研修を行う予定であります。期間は2日間程度とし、研修の内容といたしましては、昨年、立科町小学6年生が作成した立科町ガイドブック、要は今回参加される蓼科の中学1年生がつくったものですが、その立科町ガイドブックや立科町の町勢要覧等を利用して交流先の立科町の理解を深めるとともに、本町、本県を理解し、さらに当日の役割分担等を決定する予定であります。

説明は以上であります。具体的な内容につきましては、例年のとおり、青少年県外交流実行委員会を組織し、また、交流先と調整しながら決定してまいるところであります。

なお、実行委員会の会長につきましては、例年、教育委員会の委員長さんをお願いしております。第1回実行委員会につきましては、来月9日に開催する予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

県外交流事業の説明は以上であります。

- （岡本委員長） 続きをお願いします。
- （長嶋生涯学習課長） 続きまして、平成20年度愛川町子ども議会について説明させていただきます。

資料4に基づいて説明させていただきます。

子ども議会は、平成8年度から偶数年、1年置きに実施しております。今回で7回目となります。

まず、1の趣旨であります。「21世紀を担う子どもたちの代表者が、よりよい町づくりについて、子どもの視点から見た新鮮な意見や要望等を発表し、町行政の理解を深めるとともに、併せて町民としての誇りと自覚、町を愛する心を高めることを目的」としてあります。

次に、4の実施期日は、平成20年11月15日土曜日で、5の日程は、朝8時30分から受け付けを開始し、9時に開会して、1人3分程度の発表をおおむね20人にしていただき、12時を目途に閉会する予定としてあります。

6の会場であります、町議会議場とし、7の参加者は、子ども議員20名程度とし、小学5年生から18歳までの町内在住者で、議長については議員と兼任することとします。また、子ども議員の発表に対する答弁者としては、町長、副町長、収入役、教育長の特別職のほか、各部長、総務課長に出席をお願いいたしているところであり、さらに、子ども議会の傍聴者は教育委員の皆様方のほか、町議会議員、社会教育委員、保護者、子ども議会実行委員会委員をお願いいたします。

8の発表内容であります、テーマを「子どもから見た町づくり」ー夢を語ろうーとし、意見・要望を含めた町づくりの夢を語ることを中心に発表することとしております。

裏面の9応募資格は、先ほども説明いたしましたように、小学5年生から18歳までの町内在住者で、10の募集・選考・決定の募集方法は、町内の小中学校及び県立愛川高校を通して募集チラシ、応募用紙を配付するとともに、お茶の間通信の6月15日号に掲載し、さらに公民館等の公共施設にポスター等を掲示して、各学校の協力をいただきながら、公募方式により参加していただくこととしております。

また、申し込みの締め切りにつきましては、7月2日までとし、議員の決定は実行委員会をお願いすることとしております。

以上の内容につきましては、5月12日に開催いたしました実行委員会にお諮りさせていただき、ご了承をいただいております、この実行委員会につきましても、会長は教育委員会の委員長さんをお願いすることとしております。

説明は以上であります。

○（岡本委員長） ご説明ありがとうございました。

（1）、（2）の説明の前に、放課後児童クラブ運営委員会設置要綱の資料に基づいてのご説明もございました。

何かご質疑等がございましたら、お願いします。

三好委員。

○（三好委員） 三好です。

先ほどの愛川町放課後児童クラブ運営委員会設置要綱をいただきまして、ありがとうございました。以前の定例教育委員会の中で話し合いを行ったときに、運営委員会は6運営委員会が設置されるという認識がなかったものですから、この6委員会の設置ということではちょっと驚いています。6委員会が設置をされるということについては、また全体的な運営委員会も必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、今後の流れということにな

ると思いますが、よろしくお願いをします。

それと、民生児童委員さん又は主任児童委員ということが出てきておりますけれども、放課後児童クラブは有料ということになっておりますので、有料の中に民生児童委員又は主任児童委員が運営委員として入るということはどうなのかなということも以前申し上げたと思うんですけども、その辺がちょっとまだ私の中では引っかかっておりますが、先ほど教育長さんからの説明の中で、地域から広く意見を求めたいんだというお話がありましたので、そういう点から必要なのかなということでは思っています。運営委員会ということで設置されるという流れは流れだと思っておりますので、よりよい運営がされることを願ってお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○（岡本委員長） よろしいですか。

ほかに。

足立原委員。

○（足立原委員） 今、三好委員のお話がありましたけれども、この設置については話があったんですけども、その中で、青少年指導員代表が1人入るようなんですが、青少年指導員方には既にこういう運営委員会委員を選んでもらいますよというような話はいっているのでしょうか。

○（岡本委員長） はい、お願いします。

○（長嶋生涯学習課長） 先ほどの運営委員会について、委員さんの関係で、まず民生児童委員または主任児童委員の代表ということで、これにつきましては、民生委員児童委員さん、あと主任児童委員さんの会議に私と担当でお伺いしてご説明させていただき、6名推薦をいただいております。そのときに青少年指導員の代表につきましても、第1回の会議におきまして説明して、6名の推薦をいただいております。

（3）の保護者の代表、それぞれの運営委員会で3人以内という表現にさせていただいておりますけれども、先ほど言いましたように、1つの児童クラブで1人推薦がありました。全体では18人という人数になりますけれども、18人のうちまだ1人しか決定していないということでもあります。

その次の4の児童クラブの指導員、2人以内ということで、これはそれぞれの児童クラブにご勤務いただいている指導員の中から2人ということなので、これについても取り急ぎ決定するというので、その次に（5）その他児童クラブの運営に必要な者ということで、今

事務局の方で考えておりますのは、学校の関係者にもできたらこの運営委員会に入りたいということと考えております。保護者の代表者につきましては、(3)の関係ですけれども、今、ポスターを作成して児童クラブに参加している子供の親あてのお願いということで、それをつくって今、いわゆる自薦ということでお願いしているわけなんですけれども、今週もしくは来週ぐらいまで待って、出てこないようでありましたら、私どもの方で直接それぞれの学年の方と話し合いをさせてもらって、委員となっただけのようをお願いしたいという予定でおります。遅くとも6月には立ち上げたいというような考え方で思っております。

以上であります。

○(岡本委員長) よろしいですか。

私の方からちょっとご質問よろしいでしょうか。

第2条に全部おのおの児童クラブの全運営委員会が置かれていますね。それでその下の委員の構成ですか、それは各児童クラブからの代表がなることになっていますね。これは、各児童クラブにおのおの運営委員会を置いたということは、特に運営委員会、例えば半原児童クラブ、独自にどんどん運営委員会を開いていいと、そういう趣旨でやっていることなんですか。代表が集まっているので、放課後児童クラブという町のルールとしては全く同じですから、愛川町放課後児童クラブ運営委員会というのがあって、その会に代表が出てきているというぐらいなのかなと思っていたんですけれども、そうじゃなくて、各運営委員が自由に、またこれ全体とは別にできるということのために動いているんですか。

○(熊坂教育長) 中身は、全体の規則に関するようなことをここで扱うのではなくて、子供たちがいろいろ生活していますので、安全に仲よく生活するためにいろいろ情報交換をしたりして、運営がスムーズにいくようにということで。そうしますと、各児童クラブによって、集まっている子供が違いますので、状況が違って、違う課題が出てくるということで、個々の児童クラブに運営委員会を設置したということでございます。例えば、具体的な例でお話ししますと、中津小の児童クラブでは、外国籍の子供が結構います。そうしますと、円滑な運営のためにはその親御さん等への説明会をやったりしないと、ほかのクラブとはちょっと違った状況もありますので、そういうようなところで、必要に応じて各児童クラブが運営委員会をして円滑な運営を図ると、そういうことでございます。

○(岡本委員長) わかりますけれども、各運営委員会が充実したそういったことができるのはとてもいいと思うんですけれども、そうすると、全体の頭の数はいくらに要らないんじゃ

ないかと、情報交換の場であるならば。全体の代表が出てくればわかるわけですよね。その辺が随分ダブっているような感じもしたもので、これだけ多くの委員さんを選ぶのは大変じゃないかなという感じもしましたので、ちょっと言わせていただきました。

ほかに何かございますでしょうか。特にありませんか。

○（足立原委員） 児童クラブについてね。

○（岡本委員長） いやいや、児童クラブから始まっていますから、ほかのもいいです、結構。1番、2番も。

足立原委員。

○（足立原委員） 昨年度ちょっとお聞きいたしました、青少年県外交流事業、本町にとっては、行った子供たちの感想等いいことを聞いておりますが、30人という人数ですが、これを各学校に結局はお願いしていたというような形をとっているのですが、この辺のところも、委員長が出られたのですが、運営委員会に。各学校の構成というか、その辺の推薦の仕方についてはいかがですか。やり方については、何か意見が上がりましたか。

○（長嶋生涯学習課長） 交流事業の関係。

○（足立原委員） 交流の関係の。

○（長嶋生涯学習課長） 実行委員会は来月9日に開催いたします。

○（足立原委員） これからやるんですか。前回のときに、私は、前々回かな……

○（岡本委員長） 学校サイドから。

○（足立原委員） 学校サイドから若干出たんですが、30人をどう割り振るかという、学校によって多かったりするんですが。

○（岡本委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 前回の場合も実際の参加者は最終的には学校によって若干違いはありましたが、希望者を募った場合に、少ない学校があったときには、学校間でいろいろ情報交換をして調整をしましょうよという校長先生方の了解がありましたので、それで推薦をしていただきました。ですから、校長先生方も比較的理解をいただいているというふうに思っています。確かに前はいろいろあったかと思えます。

○（足立原委員） 行きたかったんだけど、とられちゃったとかね。そういう人数が30人ということで、ふえないというか、ずっとふえないんですよね。予算の関係もあるんだと思うんですけども。

○（岡本委員長） よろしいですか。これは町の方で随分苦労しておられるなというのがうか

がえるんですけれども、マイクロバス2台というのは、要するに町のバスで行くということなんです。マイクロバス2台、運転手さん2人。大型観光バスを頼めば1台で全員が一緒に乗れるような感じがするんですけれども、これは予算の関係でいろいろ苦心なさっているんですかね。

○（長嶋生涯学習課長） 一応交通用具につきましては、町のマイクロバス、ひかり号とあと町の方で借り上げております観光会社のバスですか、その2台を当日は使う予定でおります。町の方からいただいております補助金だと、大きなバスを2日間借りるという経費までないもので、事業をスタートした平成6年からずっと同じような格好で交通用のバスを出すということであります。

○（岡本委員長） マイクロバスはバス以外の。マイクロバス2台だけで行くということ。

○（長嶋生涯学習課長） 子供につきましては、町のマイクロバスもしくは借り上げているマイクロバスに乗っていただき、要は向こうに行つて、立科町に愛川町の方で持っている子供みこしを持っていかなきゃいけないので、レンタカーを1台お借りして行っているんですけれども、5月2日の日に向こうの教育長さんにお会いしたところ、そのみこしについては、ことし持って行ったら、向こうで預かっていただけるということになりましたので、来年からは荷物を運ぶためのレンタカーをチャーターする必要はなくなったんですけれども、ことしは町のバスとレンタカーでみこしを運んでいくこととなりまして、ことしはまだその経費が必要となりますけれども、次年度からはいわゆる公用車ということで借りる必要はなくなると思います。

○（岡本委員長） なるほどね。わかりました。青少年の活動は愛川町のかんりのメイン行事ですからね、これね。予算的にも大変でしょうけれども、余り削らないで、子供たちが、立科の方からも愛川町はよくやっているというぐらいやればいいなというちょっと思いがしましたので。

ほかに何か。

○（三好委員） 三好です。

同じ青少年の県外交流なんですけれども、団員及びジュニアリーダーの負担金が500円安くなったと。負担がふえることが多い中で、500円安くなったというのは皆さん喜んでいらっしゃると思うんですけれども、やりくりは大丈夫なんでしょうか。

○（岡本委員長） じゃお願いします。

○（長嶋生涯学習課長） 去年の、19年の執行状況等を勘案しながら、ことしの予算立てして

みましたところ、少し去年の反省の中にちょっと負担金5,000円が高いという話がありましたので、その見直しをさせていただいたということで、基本的には5,000円の対応はできるのではなかろうかとは思っております。なお、子供たちの意見の中では、5,000円で2泊3日の交流事業に参加できることは、安いとか、そういう意見もあったことはあったんですけども、昨年の実行委員会の中でそういうふうなご意見をいただいたので、もう一度費用を精査して、負担金のところを少し削って対応してみようということで、負担金を下げました。ただ、そのまま、また次年度以降できるかどうか、ちょっとわからないですけども、たしか私、以前教育委員会にいた平成6年ですか、そのときはたしか5,000円でスタートしております、ただ、平成6年と違ったのは、町の補助金で、当時はたしか50万ぐらいだったと思うんですけども、それに比べてかなり町のほうで、補助していただける額が上がってきておりますので、何とか対応できるのではないかとは思っております。

○（岡本委員長） よろしいでしょうか。

○（三好委員） はい。

○（岡本委員長） 大分時間もたっていますので、もうそろそろ。

三好委員。

○（三好委員） 三好です。

子ども議会の件でちょっとお願いしておきたいなと思っておりますけれども、9時から開会するというので、12時ごろ終わりということなんですけれども、子供たちが発表するときに「おはようございます」という言葉がずっと出てくるんですね。休憩を挟んで「おはよう」と「こんにちは」を分けたらどうかと前から思っているんです。お昼まで「おはようございます」が続くんですね。

それともう1点、答弁者の中で、町長、副町長、収入役、教育長、各部長、総務課長等々、ずらっと書いてあるわけですので、こういう方々をフルに活用されるような答弁になってほしいということは以前からお願いをしているんですけども、そのような傾向になっているかどうかということです。お願いします。

○（岡本委員長） その点、教育長さんお願いします。

○（熊坂教育長） 前回18年のときに、その前までは町長がほとんど答弁をすると、そういう形をとっておりましたが、18年度に町長が総括的な答弁をし、より具体的な答弁については関係の部長が答えるという形に変更をしてございます。終わりました、いろいろご意見等をお伺いしたときに、その方法が大変いいだろうという、そういう評価もいただいております

ので、今年度もそのような方向で答弁を考えてみたいと思っております。

○（三好委員） ぜひよろしく願いいたします。

○（岡本委員長） ほかに何か。

この子ども議会というのは、ねらいとしてはあれなんですよね、子供たちが夢を語るんだけれども、それをすぐ町に反映させるとか、そういうことじゃなくて、議会というものがどういう形で行われて、議会のシステムの勉強をする場としてこれをやっているんでしょう。

○（熊坂教育長） その趣旨が強いんですが、町の方でもこれは取り上げた方がいいだろうという意見が出た場合には、政策の方に反映をさせていると、そういうことも考えていますので。

○（足立原委員） ちょっといいですか。昨年も要望しましたんですけども、この発表する子供ですね。学校によっては学校として学級会みたいなものを作って、そしてそこから話題を上げて行って、そしてその代表をだれというような形でここへ送ってくる学校もある。それから、そうでなくて、個人個人が応募者を募って、個人個人の希望をとって上げてくるという、そういう学校もあるというようなことが去年あったんですね、実際に。20人ですから、ただ、ここでは一般的に町民18歳までの子供から募集するということですけども、いざ学校となると、一応こういうことがあるよということを学級担任なりからお話をその対象の子供にするでしょうから、じゃどんなことがその代表者が送るかということになって、そうなるかもしれませんけれどもね。先ほど教育長のご答弁にありましたように、実際本来は議会を学ぶという、そういうことから発展して行って、実際はそれだと思うんですね。あるいは町の議会を傍聴に来るとか、実際にやってみようという、そこが勉強だと思うんですけども、それが何か今いい意見があれば町としても取り上げていこうと、そういうねらいがある。その辺のところの学校の取り上げ方、そのときの学年の取り上げ方によっても、その参加する意欲というのが違ってくるんじゃないかなと、こんなふうに思いますが。

○（岡本委員長） そうでしょうね。

○（足立原委員） 活気あるものにするためには、先ほど三好委員のおっしゃった答弁者もそうだけでも、子供の取り組みというのも大切なんだなと。長い期間ずっと、7回目ですか——ということになるんですけども、その辺はどうなんだろうなと思いますけれども。

○（岡本委員長） ほかに何かありますか。

教育長さん。

○（熊坂教育長） 事前の研修会を実施いたしますので、意見発表をしたい内容については、

学校でも当然指導をしていただけるんですが、生涯学習課の事務局の方でも指導し、当日よりよい意見発表ができるようにしていきたいというふうに考えています。

○（足立原委員） 選ばれた子供に対して指導をするという。

○（熊坂教育長） そうですね。

○（岡本委員長） ほかに。

この傍聴者は、一般の人は保護者までで、いわゆる一般の人というのは受け付けないんですね。

○（熊坂教育長） 現実には保護者の方が結構来られますので、保護者でほぼ埋まってしまうかなと。前半と後半で保護者の方はかなり入れかえをしております。それでないと入れないということでございます。そのほか、議員さんも傍聴をされますので、あそこの傍聴席はいつも満場になるということでございます。

○（岡本委員長） 私がなぜ聞いたかという、せつかくこういういい企画をやっているの、保護者だと関係者ですよ、だから発表するお子さんのことが中心で、そういった会そのものよりも子供さんが無事終わればいいという方にどうしてもいっちゃうので、せつかくこういうのが、全然関係ない一般の人も見ても、これはすばらしいことだというふうに評価してもらおうこともある意味では意味があるのかなというちょっと思いがしましたので、ただやはり物理的な面で、そういうことではしょうがないですね。

ほかに何か。よろしいでしょうか。大分時間もたちましたので。

ほかにないようですので、質疑がありませんので、質疑を終結したいというふうに思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員長） ないようですので、以上をもちまして議事のすべて……

教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） その他で1点お願いします。

その他の件でございますが、3月の時点に半原公民館の館長の件につきましてご報告をし、了承をいただいたところでございますが、4月末日をもちまして、館長の方から辞職の申し出がございましたので、それを受理いたしました。今後、今空席になっておりますので、6月に公募をいたしまして、6月中には後任を決定いたしたいというふうに思っております。また決まりましたら、ご報告をいたします。よろしく願いいたします。

○（岡本委員長） それでは、以上ですべて本日予定した件は終了いたしました。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。
以上で、5月定例会を閉会いたします。